

- * 東日本大震災での年金の受給・裁定・相談に特別の手当てをせよ
- * 年金の受給資格期間25年を、当面10年に短縮せよ
- * 基礎年金の国庫負担分については、3.3万円を65歳以上のすべての人に支給せよ
- * 全額国庫負担による最低保障年金制度をつくれ
- * 後期高齢者医療制度を直ちに廃止せよ
- * 「宙に浮いた・消えた・消された」年金記録は、1人の犠牲者も出さず解決せよ
- * 消費税増税に反対

東日本大震災での被災者の方々に、年金は届きましたか。

4月15日は、東日本大震災以後、最初の年金定期支払日でした。被災された受給者の方々に、年金は無事届いたでしょうか。

年金相談室では、みなさまからの要望・相談・連絡をお待ちしています。

次の年金支払日は6月15日です。全日本年金者組合では、厚生労働省・日本年金機構にきめ細かい対応を求めています。

Q、行方不明者の死亡年月日はいつになるのですか

A、行方不明の方については、「3月11日から3ヶ月経過した6月11日に行方不明の場合には死亡とみなす」という特別法が成立しました（5月2日成立）。

行方不明の方に関しての遺族年金・未支給年金は、3月11日を死亡年月日として請求することになります。

Q、行方不明の場合、年金などの手続きはどうするのでしょうか。

A、戸籍謄本・住民票・課税証明書（非課税証明書）などが必要になる場合がありますが、震災地では特別に配慮されることになっています。

年金事務所・市町村役場などに相談してください。年金者組合でも、ご相談をお待ちしています。

老齢年金は死亡した月までの分、遺族年金は死亡の翌月分からの受給となります。

年金は、原則として本人のみが受給できるので、死亡年月日は影響の大きい問題です。

被災者の未支給年金の受け取り・遺族年金の裁定請求・免除などの特別措置等、年金事務所では、これから大量の事務が発生します。日本年金機構・年金事務所では特別の体制が必要です。

日本年金機構は、被災地の年金事務所への応援体制をとっていますが、現状は、質的にも、量的にも応援体制をさらに充実する必要があります。

被災地への応援には、幅広く対応できるベテランの力が必要です。525 人の免職になったベテラン職員を職場に戻して、応援体制を充実して欲しいと思います。

Q、「運用 3 号問題」はどうなったのでしょうか。

A、メディアでもたびたび取り上げています。

本来は、国民年金の第 1 号被保険者として国民年金保険料を払うべき人が、第 3 号被保険者（国民年金保険料を直接は支払っていない）から第 1 号被保険者への手続きもれで、国民年金保険料を払っていない期間をどうするかという問題です。

煩雑な制度のもとで、理解できず手続きをしなかった人・出来なかった人、手続きもれに気づかなかった社会保険庁・・・結果として、国の責任と加入者本人の責任をどう見るか、第 3 号の記録を年金額にどう反映させるか意見はさまざまです。

現状での結論らしきものは、

未納期間（直近の 2 年を除く）についてはカラ期間とする。

*カラ期間は、受給資格期間 25 年を計算するときには使えるが、未納期間のままでは 25 年の計算に使えない。カラ期間としないと、受給権を失うケースも出てくる。

通常は 2 年しかさかのぼれない保険料を、10 年さかのぼって払えるようにする。

*10 年追納問題は、3 号とは別にすべての加入者を対象にした法律が、衆議院を通過し、参議院で審議中。

受給者については、年金額を多く決定され受給している場合がある。この場合、受給者は、さかのぼって 5 年分を返す。さらに今後の年金を減額する。

*この部分については、すべて本人の責任とされ、国の責任は問われていない。低年金の受給者の実態から見て不当である。人生最後の部分を生きる高齢者に酷な仕打ちといたい。

「運用 3 号問題」の議論を契機に、3 号制度そのものの議論がされるときがくるかと思えます。そのときには、年金制度に最低保障部分が必要という議論が同時にされる必要があります。

震災と原発、政治の混乱する状況のなか、「給付減・社会保障抑制論」などが出てきています。国民の生活を守ろうとしない動きに警戒が必要です。

年金相談日は、毎週、火曜日と木曜日、午前 11 時から午後 4 時までです。

電話でのご相談は、03-5978-2751 FAX は、03-5978-2777

E-mail / honbu@nenkinsha-u.org

相談・質問・意見をお待ちしています。

年金相談室 阿久津嘉子